

月報

1986 8 月 號

シンガポール日本商工會議所

〈目次〉

(1986年8月号)

シンガポールの人材斡旋業	(テンポラリー・センター・シンガポール)	新井 仁	1
ランドスケープ・アーキテクトと ガーデンシティ	(Landscape Architect Parks & Recreation Dept. National Development Board)	稲田 純一	6
日・星政府ベース技術協力の 現状と展望	(国際協力事業団 シンガポール事務所)	所長 田中 洋	11
国連 UNICEF のグリーティング・ カードについて	(United Nations Children's Fund)	原田 直英	18
会員紹介	(シンガポール・第一 シンガポールそごう株式会社 横河エンジニアリング・センター(株) ぺんてるシンガポール(株))		23
理事会の動き			27
7月の主な経済記事			30
ビジネス・タイムズ紙による時価総額別地元大手企業百社 (1986年6月30日現在)			38
広 報 欄			40
資料案内			43
編集後記			45

シンガポールの人材斡旋業

テンポラリーセンターシンガポール

新井 仁

1. 人材斡旋業について

人材斡旋業は、人材紹介（パーマネント）と人材派遣（テンポラリー）の2つに大別される。

前者は正社員としての人材を紹介するものであり、企業自らの新聞募集面接選考・テスト等の負担を省き適正な人材を雇用することが出来る。後者は「必要なときに必要な期間だけ」専門職、即戦力の人材を派遣するものであり、企業にとっては社員の病気・事故・休暇・退職等による一時的な穴埋めや、月末・決算時期あるいはプロジェクト単位の仕事の際に雇用し業務の活性化をはかることが出来る。

シンガポールのみならず海外においてはこの2つを総称して通常EMPLOYMENT AGENCY と呼ばれているが、現在日本で注目されている人材派遣業とはかなり相違点があるので、以下日本の人材派遣業と当地シンガポールのEMPLOYMENT AGENCY について述べてみたいと思う。

2. 日本における人材派遣業

日本においては本年4月1日より、「男女雇用機会均等法」の施行に伴い採用、昇進、退職や定年等の男女差別禁止が規定された。

米国においてはすでに1964年の「市民権法」により、すべての労働条件における人種・宗教・性の差別化を禁止している。その後北欧・EC諸国、最近ではカナダ・オーストラリア・フランスがこれに続き、日本はこれらの国々に続く今回の施行である。

更に7月1日より、「人材派遣業法（正式には労働者派遣事業法）」が施行される。

これまでは職業安定法により、「労働者供給事業」は禁止されていた為、「事務処理請負業」として存在していたが今回の人材派遣業法により法的に正式に認知されることになる。

内容を簡単に述べると労働者の派遣を一定の規則を設けながら特定の業務（通訳・秘書・貿易実務・プログラマー・オペレーターをはじめ専門職 13 職種）に限り認めるものである。

しかし一方では派遣期間を 9 ヶ月ないしは 1 年以内とする等の制限もあるため米国と比較すると未だに規制の強いものであるが企業に拘束されずに働く労働者の地位確保をめざすものとしては歓迎されるものである。

この人材派遣業は、派遣元が常用雇用する労働者を派遣する「特定人材派遣業」と通訳等希望者があらかじめ派遣元に登録し、派遣する期間だけ契約を結ぶ「一般人材派遣業」の 2 つがありそれぞれ労働省への届出、あるいは許可制となっており 7 月 1 日の施行を前に約 400 社が登録している。

市場規模は 1985 年で約 500 億円であるがここ数年の急激な成長に伴い 2000 億円は時間の問題とさえいわれている。ちなみに米国の現在の市場規模は約 5000 億円である。又、日本における派遣労働者数は約 10 万人といわれているがここで注目したいのは、彼らは正社員として働く事を余り好まないか、あるいは家庭の事情等でフルタイムでは働くことの出来ない人達である。逆に言えば、都合の良い時間に好きな職場で「専門職」に従事したいと希望する人材であり、今回の人材派遣業法を機に従来の終身雇用制度と並行して専門職に従事する新しい労働市場が益々増大すると予想されている。

1985 年度の労働者「雇用管理調査」発表によると、社員数 5000 人以上の企業では 79.4%、1000～4999 人では 71.1%、300～999 人では 50% がそれぞれ何らかの形で派遣労働者を使用しており、今回の人材派遣業法施行後、この導入を考える企業は益々増え、これはとりもなおさず女性の社会進出をさらに進め、女性の地位向上につながることは確実視されている。

シンガポールの EMPLOYMENT AGENCY

① EMPLOYMENT AGENCY

シンガポールにおいては最初に述べた通り、人材派遣・紹介を主業務としているのは EMPLOYMENT AGENCY であるが、この総数は 1984 年度の労働省発表によると 284 社である。

当地の状況を考えると多すぎる感じがしないでもないがこの中には、コンサルタント業務を主とするもの、外国人のメイド・ワーカー等の会社、個人経営等が大多数を占めるため、日系及び欧米系企業で利用されている AGENCY は 15 社程度である。

全ての AGENCY は労働省の許認可が必要であり、供託金を納めライセンスを発行される (THE EMPLOYMENT AGENCY ACT)。又、このライセンスは毎年更新する事を義務づけられている。

AGENCY は主に商業部門と技術部門に大別される。前者はレセプション・セクレタリー・会計・財務・テレックス及びコンピューターオペレーター・プログラマー・セールス・貿易実務等が含まれ、後者は建築・土木・設計・電気・ハイテク等の技術者が主であるが更にその中でもアシスタント、ジュニア、シニア、エグゼグティブ、シニアエグゼグティブとレベルにより細分化され、それぞれ仕事の内容及びスキルに差がある。

AGENCY は各企業の依頼により自社の抱えている人材の中より最も適切な者を派遣・紹介をすることになる。

② 業界の現況と需給関係

シンガポールにおいては建設部門及び工業生産部門が経済発展に重要な役割を果たして来たが AGENCY の中でも技術部門の占める割合は大変大きかったがそれもピークを過ぎ、MRT の終了も間近いことからこの分野での需要は急速に減少して来ている。

一方工業生産部門においては最近の円高も反映して増産体制、新規投資でワーカーの労働力不足と同時に機械、電子技術部門の専門職も不足気味である。

商業部門においては当地の景気と相まって現状維持か縮少傾向が大半であり、又、どうしても日本人駐在員の費用は高くつく為、最近ではシンガポール人を日本人駐在員のかわりにリプレースする会社も増えつつあるが、経験、業務内容、日本語の特殊性、欧米系企業と比較した場合昇進の限度等の問題もありそれに見合う人材を採用することは非常に難しいのが現状である。しかし今後日系企業も益々現地化、更に国際地域化へと移行する

と予想されており新しい海外人事システム、例えば、シンガポール人を中国に駐在させるという様に現地人を海外に転勤させる事も必要になってくるであろう。

③ AGENCY のシステム

当地の AGENCY のシステムはいずれも同様に登録制度を採用している。

パーマネント（正社員）、テンポラリー（臨時職員）を問わず仕事をしている応募者はまず AGENCY に登録する。その際に所定の様式に学歴、職歴、希望サラリー、スキルをはじめ家族構成、趣味等を記入し、一般常識、職種別専門知識、タイプ、速記等のテストをする。そして最後にインタビュアーがカウンセリングを行ない性格、態度、話し方等をチェックし、職種別ファイルに記録を残し、各企業からのリクエストによりイメージ、ニーズに合った適切な人材を派遣、紹介する。

当社では現在約 7500 名の登録者がいるが、パーマネントとテンポラリーの割合は 8 対 2 であり、圧倒的にパーマネント希望者が多い。更にテンポラリー希望者も本人が気に入った企業であればパーマネントとして働くことを望む者が大半である。言い換えるとシンガポール人にとってテンポラリーの仕事はあくまでもパーマネントの仕事を探すまでの中継ぎにしかすぎないと言える。ここが日本とシンガポールの決定的に異なる点である。

退職金制度のない当地では倒産、縮小等により解雇された者は次の職場を探すまでに現状ではかなり時間のかかることもあり専門知識を有する優秀な人材がテンポラリーとして各企業に派遣されている。ですからテンポラリーの場合数ヶ月の長期になると途中で人材がかわったり、あるいは企業側から以前と同じ者を指定されるケースがあるが、その者がすでにパーマネントの職に従事していれば他の人材を派遣することになる。

パーマネント希望者については各企業のリクエストにより随時紹介し、面接、テストをして頂き仕事内容、サラリー、勤務時間等が折り合えば入社日を設定し、雇用契約を結ぶが、人事はとかくあたりはずれもあるので仮採用期間（通常 3 ヶ月）に本人の適正を見きわめる事も重要なポイントである。

④ シンガポール人とジョブホッピング

シンガポールの求人募集は職種を問わず、新聞募集、縁故による紹介、AGENCY のいずれかで行なわれるのが通常であるが、この中で AGENCY が取扱う部分は最低でも 2 年の経験を有する専門職に従事する人材である。当地で最も権威のある「ストレート・タイムス」の土曜日版を見ても解る様に新卒の募集をする企業は殆んど見当らない。又、学校は教育の場であり、就職斡旋は積極的に行なわない為、殆んどが自分で探さなければならず、新聞で応募出来る企業もない為結局は低賃金であっても縁故関係の企業、あるいは紹介で探すことになる。その後何年か経験を積んだ後次の会社に移り高収入をめざそうとするわけです。

この「ジョブホッピング」という言葉に象徴される様に、過去の会社および経験は自らを高く売る材料のひとつになっているわけです。

そこには日本の会社組織の様な複雑な人間関係は殆んどみられずあくまでも自己の利益のみで計算されている姿をかいまみることが出来る。またシンガポールが資格社会ということもあり、良く勉強もします。各種専門学校は夜間コース、通信教育があり、そこに自費で通い自分に投資し、知識、経験を高めることはそのまま高収入につながるわけです。

当社の登録者をみても転職の理由として、①より高い収入を希望する。②ファミリービジネスで学ぶことがない。③倒産・縮小による解雇が大きな理由である。

この様に経験を積んでは次の会社に移る傾向にあるシンガポールでは日本社会の終身雇用制度のみられる一から人材を育て上げるという考え方は存在しないのが現状である。

現在は景気の低迷と共に失業率も 1986 年 3 月において 6.5 % という 15 年来の高率になっており、むやみとジョブホッピングの出来ない時期ではあるが再び景気が回復の方向にむかった場合にはこの言葉も又日常茶飯事の様にいわれることもありうると思われる。

ランドスケープ・アーキテクトとガーデンシティー

LANDSCAPE ARCHITECT

稲田 純一

シンガポールは、ガーデンシティーを国の都市計画の大きな柱として、その実現に邁進しています。私は、この国の政府の PARKS & RECREATION 局にランドスケープ・アーキテクト (LANDSCAPE ARCHITECT) として働いております。

今回は私個人と致しまして、耳慣れない私の職業、そして、ガーデンシティーの“少し”について触れてみたいと思います。

フレデリック・ロー・オルムステッドとセントラルパーク

我々ランドスケープアーキテクトの最も初期の頃の先輩には、1858年のニューヨーク市のセントラル・パークの設計競技で当選し、その設計及び監理を指揮したフレデリック・ロー・オルムステッドという人物がいます。ランドスケープ・アーキテクトを理解していただくために、この偉大な我々の先輩について、まず少し触れてみたいと思います。

アメリカに於いても、依然、都市のかかえる問題は拡大化し、深刻化しています。最近このアメリカで、オルムステッドの仕事に対しての再評価の動きが活発です。それと言いますのも、彼の活躍した19世紀の半ばから20世紀の始めは、産業革命後の都市の増大期であり、時代のドラスティックな変換期にあって、今日言いますところの原型的な様々な都市問題が発生しました。良心的な社会のリーダー達は、如何にすれば、都市の環境が改善され、人々の健康と福祉が保障されるのかに苦慮しておりました。このような社会的な要請に対して、セントラルパークの計画に於いて、オルムステッドはそれまでにない、総合的で人間的で科学的なアプローチによる環境計画、デザインを提案し、今日に至るまで、セントラル・パークはニューヨーク市の欠くべからざるパブリック・パークとして、機能しています。彼以前にも、ガーデンデザイナー等の職種はありましたが、オル

ムステッドの計画やデザインは“形態と材料とは、敷地が固有にもつ生態系の諸条件にふさわしいものでなければならない。”という土地のもつポテンシャルそして、コンディションに着目し、それらと社会の要請を総合的に人間的に科学的に考察したところに彼のユニークさがあり、また時代を越えた先見性がありました。現在、環境計画に於いて、この思想は、基本的に定着していると思われますが、100年以上も前に、既に実践されていたことは驚異的です。

現在の私達ランドスケープ・アーキテクト

ほぼ100年以上も前に、丁度日本では明治維新の頃に、私達ランドスケープ・アーキテクトの先輩は、このような環境計画、デザインの思想を持ち、実際に多くの意義ある仕事を残しました。基本的に現在におきましても、ランドスケープ・アーキテクトの思想は変わりませんが、職業領域は社会の要請に応じ拡大しつつあります。例えば、快適な都市景観を計画的に実現する手法をコンピューターを使って解析しつつあります。又、世界中の拡大しつつある砂漠への緑化も研究、実践されています。動物園の計画、デザインもしております。ガーデンショウ等のフェスティバルの計画も行います。目下、私の仕事の一部に、マングローブスワンプをできるだけそのコンディションを損うことなく残し、特に鳥類の生態が子供達に観察できるようにと、計画を進めているものもあり、その他非常に多岐に渡るようになってきております。

仕事の領域が拡大しようとも基本的に私は、私の職業を私なりに次のように理解しております。“ランドスケープアーキテクトとは、人々の生活が健康で福祉に充足する様、土地のもつ生態系を理解して、その破壊を最少限にとどめて、社会の要請に対して、土地を計画、デザインしてゆく職業。”

人間のテクノロジーが自然を凌駕する今の時代にあり、仕事上、色々と難しさにも会いますが、そんな時、自分に言い聞かせておりますことは、私達はホモサピエンスとしての自然のシステムの中の一員であり続け、

(如何に我々の自然への影響力が大きくなろうとも)、その生活領域は地球的に見ると、ほんの表層を占めているに過ぎない、月へ旅行できようかという時代だが、誰一人として、空気なくしては、又、水なくしては生き

てゆくことができない、そして、やはり緑なくしては、潤いのある生活環境は創造できないだろう。

なぜ、今、ガーデンショウ？

一つの社会現象としまして、ここ数年、ヨーロッパ、アメリカ、又日本におきまして、ガーデンショウなるイベントが持てはやされています。ドイツにおきましては、日本の国体が一県に最低一ヶ所の競技場と体育振興を目標として、行なわれた様に、ガーデンショウをあちこちの州や県や郡で何年かに一度、又は毎年開催し、後はその開催地に公園やオープンスペースが配置される、というシステムを以前より、永くやってきております。ともすれば、我々東洋よりもテクノロジーの上で、一歩先を歩いていると思われていたヨーロッパが、むしろ最も私達が、むかしより付き合ひのあったガーデン（庭）というものを、国家的にそのお祭りを開催して、楽しんでいる、というよりもその会場に行き観ておりますと、生理的に動物的に求めているという様にも思われる程、人々は強欲に、このガーデンショウの会場の植物を、そして空間自体を味わい、触れ、接しています。

ヨーロッパのランドスケープアーキテクトの話によりますと、北欧の諸国では、最近さかんに何年も前に建てられたアパートメントの建物周りの改善計画工事が、進んでいるというのです。北欧といえば、北欧デザインとして有名な様に、極めて洗練されたデザインを、私達に提供してくれているのですが、そこの住民が、自分達の住んでいる団地の環境を、どうも日常生活上、しっくりゆかないものを感じ、自分達で協議し、専門家（ランドスケープアーキテクト）を雇い、どんどん改修している。それらの殆んど傾向が、もともとあったコンクリートの構造物を、何でも無い丸太や、草花、そして自然の砂利等を敷きつめた空間に変えていっている。私は職業柄、こういう傾向は、多少今後の先行として感じていたにもかかわらず、社会現象として、極めて自然にヨーロッパの国々で現われつつあることを、ここシンガポールで、ヨーロッパのランドスケープ・アーキテクトから聞かされ、今更ながらに、我々はやはりホモサピエンスなんだなあと感じた次第です。

緑いっぱいのガーデンシティーシンガポール

私の友人の親戚のおじさんが、ある日シンガポールにやって来ました。チャンギ・エアポートから市内に入ります折に、豊かに連続する緑を眺めながら“一体この国の公園は、どこまで続くんや。”と友人に尋ねたそうです。友人は、“ガーデンシティーと言って、国全体が公園の様に緑が豊かな訳で、何も公園がずうっと続いている訳ではないんですよ。”と説明すると、おじさんは改めて車外を眺めていたということです。

私の所属しております PARKS & RECREATION 局では、主にパブリック・パークやオープンスペースの計画デザイン、そして道路サイドのグリーンベルトへの植栽や維持管理等を担当しております。又、新たな開発行為に対して、緑とオープンスペースの面から、国の基準に適合しているかどうかをコントロール致します。毎年シンガポールの国土は、埋立て工事により、増大しておりますが、これらの新しい土地や、国有地にも、先行緑化を行ないます。P & R局で植栽致します植物の殆んどは、局内のナーサリーで栽培しています。例えば、1983年の一年間に栽培された樹木は約12万本、灌木類は約40万株、その他グラウンドカバー類は約60万株にのぼります。

ガーデンシティーの一翼を担います主だったシンガポールのパブリックパークを御紹介しますと、イーストコースト・パーク、フォートカニング・パーク、マウンドフェイバー・パーク、ウエストコースト・パーク、マリーナ・パーク、パサリス・パーク、チャンギビーチ・パークそして、ボタニック・ガーデン等があります。この中でも市内に近いシーサイド・パークとして、最も親しまれているイーストコースト・パークは、シンガポリアンの日常生活には、なくてはならない存在です。皆様の中にも利用されている方も多いと思われますが、一度週末の夕方にでも散歩をされるつもりで、行かれることをお勧め致します。のんびりと海辺で散策していると、海に浮かぶ船の灯が、そろそろ点る頃には、日没寸前の太陽の輝きが、今日一日の最後の勤めを勢一杯果しているように、空に反射し、時々自然の素晴らしい風景画が、このイーストコースト・パークでは見られます。同じシーサイド・パークでも、ウエストコースト・パークは、できて間もない公園ですが、公園内で時々、漁師が獲れた魚の一部を即売しているの

に出会うと、とびきり新鮮な魚がリーズナブルな価格で手に入るようになります。現在私が担当しておりますパサリス・パークに、近々子供達のアドベンチャー・プレイグラウンドが完成致します。かなり本格的で、日本でもこれ程海に近く、そこそこの規模のものは、日常生活圏の中には、中々見つからないと思います。その内新聞発表もあると思いますので、その折にはこの公園も、お薦め品だと思います。是非一度、これらのシーサイド・パークだけでも、トワイライト・タイムに訪れてみて下さい。

これらのパブリック・パークにありますバーベキューピットのブッキングはボタニック・ガーデンで扱っております。同じくボタニック・ガーデンではオーキッド（蘭）のフラスコに入った苗が販売されています。ここにあります園芸学校では時々、インドアプランツや盆栽などの講習会が開かれています。

御参考までに主な街路樹の名前を挙げますと、チャンギ・エアポートから市内までのイースト・コースト・パークウェイにはレインツリー、キャベージ・パームが主に植えられ、オーチャード・ロードにはアングサナの大木、シエントンウェイにはユージニア、ブギティマ・ロードに時々黄色い花を咲かせるのはイエロー・フレイム、燃えるような赤い花を咲かせるのはレッド・フレイム等々です。

最後になりましたが、シンガポールのこれだけの緑の豊かさを、都市環境の中に維持する為に、P&R局のメンテナンス部門は、毎日が戦争のように、早朝から作業に従事しておりますことを書き添えます。

整備されたパブリック・パークやオープンスペース、そして緑の背景には、ランドスケープアーキテクトがその計画やデザインに関っていることを知っていただけたらと思います。

1988年には、ここシンガポールでも、ガーデンフェスティバルを開催すべく、但今準備中です。会場で皆様とお会いできる日を楽しみに、今回は筆をおきます。

日星政府ベース技術協力の現状と展望

国際協力事業団
シンガポール事務所
所長 田中 洋

南北問題が東西問題につづいて世界の直面する大きな問題になったのは、1950年代初めであり、第二次大戦後、十年を経ていない時期であったということは今から振り返ると一つの驚きであります。東西問題が1948年のベルリン封鎖、1950年から1951年にかけての朝鮮戦争、1962年のキューバ危機、1964年にアメリカ駆逐艦がトンキン湾で北ベトナム魚雷艇の攻撃を受けて交戦したことに端を発し、1975年、アメリカ軍のベトナムからの撤退によって終わったベトナム戦争などを通して、原爆、水爆、中性子爆弾など、人類を滅亡に追いやることのできる核兵器の使用の脅威が人々を捉え、世界の関心は第二次大戦後のかなり長い間、東西問題に深く寄せられていたと言っても過言ではありません。

わが国の南北問題への最初の足がかりは、英連邦諸国が中心となって1951年に発足させたコロombo計画に、1954年に加盟したことに始まると言ってもよいと思います。このコロombo計画への加盟国は域内国と域外国に分れており、域内国はアジア諸国を中心として大平洋諸国を含め20カ国、域外国はわが国をはじめアメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどが加盟しており、事務局はスリランカのコロomboにあります。シンガポールも勿論域内国として加盟しており、域内国の技術の振興のための機関、コロomboプラン・スタッフ・カレッジがパターソン・ロードにあります。

わが国の南北問題への参加は、技術協力からスタートし、それもアジア地域の国々を相手国として開始されたということは意義深いものがあります。

このコロombo計画への参加を手はじめに、わが国の技術協力は、中近東、

アフリカ、中南米へと広がっていきました。

国際協力事業団は1954年、わが国がコロンボ計画に加盟して以来、技術協力の実施を国から委託されて行なってきた経験の積上げの上に今から丁度12年前の1974年8月（昭和49年）に国際協力事業団法に基づいて設立された特殊法人です。本部は東京の新宿三井ビルにあり、職員数は約1,000名、国内に海外からの技術研修員のための研修施設、海外へ技術指導の為に派遣する専門家の方のための研修施設、移住者のための研修施設など12の附属機関、それに9つの支部があり、海外には40カ国に44の事務所を持っています。シンガポールには派遣されておられません。青年海外協力隊も国際協力事業団の大切な事業で、事務局があり、その下に2つの訓練所があります。

事業は多岐にわたっておりますが、まず研修員受入事業では世界の約100カ国から毎年約4,500名の技術研修員を受け入れています。また研修員の受け入れと並行して青年招聘事業をアセアン諸国を対象に一昨年度から開始し、今年度からそれにビルマ、太平洋諸国が加わりました。専門家の派遣では、長期短期両専門家を合せまして年間約2,500名の方々を発展途上国へ送り出しています。青年海外協力隊の隊員の派遣人数は年間約2,500名、派遣対象国も年毎に増え、現在では、途上國中22カ国に上っています。研修員の受け入れでは、昭和29年度から59年度までの実績で、受け入れ人数が55,615人、分野別では、公共・公益事業、農林水産、行政の3分野が多く、地域別ではアジア地域からの研修員が60%を占めています。専門家・調査団の派遣では昭和30年度から59年度までの実績で、派遣人数55,125人、分野別では、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、保健医療などの分野に多く派遣しており、地域別ではアジアが60%を占めています。青年海外協力隊の派遣では昭和40年度から59年度までの実績で5,601人派遣しており、分野別では、公共・公益事業、農林水産、鉱工業などが多くなっています。移住事業は昭和30年代半ばをピークに、移住者数は減少していますが昭和27年度から59年度までの累計で送出数が72,202人に達しており、その90%以上が中南米へ移住しています。他の事業についてご紹介させていただきますと、まづ開発調査事業という

事業があります。これは発展途上国からの要請に基づいて種々の開発の為の調査をして上げるものです。これ等の中のある案件は、円借や無償資金協力を結びついていきます。次に無償資金協力の促進事業があります。わが国の政府開発援助（ODA）の中でこのところ無償資金協力の比重が高くなってきていますが発展途上国との無償資金協力は、わが国と国情も違うので、促進の為には事務上の説明をしたり、事業実施上の助言をしたり、契約締結や履行に関して調整をする必要がでてきており、国際協力事業国の業務の中で最近、ますます重要性を持ってきた部門です。

このほかでは、本部企業の海外進出に伴う周辺インフラ整備、試験的事業等にたいする投融資事業も行っています。

長期的な視野に立つ場合、専門家の派遣の分野での人材の養成と確保が重要なので、国際協力事業団では、ライフワーク専門家の養成に乗りだし、現在約30名のライフワーク専門家が仕事をしています。その他海外研修制度を設け専門家養成の一助としています。

国際協力事業国の事業の中で重要なものに機材供与事業があります。現代の技術の移転には、優秀な頭脳、すぐれた精神のほかに機材もまた必要です。国際協力事業団では、展開している事業の遂行に適した機材を供与するために、すべての供与機材の購送をしています。

国際協力事業団の事業を形態的にみた場合次のような事業形態があります。

まづ研修員受入事業に関しては、研修員が集団研修コースに参加する場合と、個別の研修コースに参加する場合とあり、個別研修コースに参加する研修員は一般研修とカウンターパート研修に分れます。この中でカウンターパート研修というのは、派遣専門家のカウンターパートの研修という意味です。集団研修コースの数は約200コースあり、領域は、まさに稲作から原子力の平和利用まで多岐にわたっています。その他に第三国研修という形態がありますが項をかえてご説明したいと思います。専門家の派遣の分野では長期専門家、短期専門家、調査団の形をとるものなどあります。

国際協力事業団の発展途上国との協力形態として定着したものにプロジェクト方式技術協力があります。これは相手国との間で分野、協力期間等を取決めて実施し、分野は国によりいろいろありますが、協力期間は大体5年間です。この協力事業では、相手国が土地、建物、運営経常費を負担し、わが方が専門家の派遣、機材供与、カウンターパート研修員の受け入れを行うというものですが、途上国によっては国家財政が逼迫しているなどの理由で、建物を無償資金協力で建てて上げたり、運営経常費の一部をみて上げたりもしています。

これ等の事業を展開する為に、国際協力事業団は年間約1,000億円の予算を国から配賦されています。

さてこれまで国際協力事業団の全体についてご紹介させていただきましたが次にシンガポールにおける技術協力について述べさせていただきます。当国において技術協力を実施する場合に、当地の大使館と緊密な連絡をとって業務を進めている事は、申すまでもありません。

まず、当国における技術協力の中で最も歴史が長く、実績があるのは研修員受入事業です。シンガポールから研修員をはじめて受け入れたのが昭和29年度でそれ以来昭和59年度までの受入実績は1,581人になっています。研修員受入事業の中でシンガポールは昭和59年度までの国別実績で第9位ですが、国土の広さ、人口との比で考えた場合第一位にランクされると言っても過言ではありません。また帰国研修員同窓会も結成されており、同窓会にたいしては、国際協力事業団が経費面を含め支援しています。皆様の職場にもきっと、これまで国際協力事業団の研修で日本へ行った方がいると思います。私も日本でお世話したことのある元研修員の方と当地でお会いしましたが、皆さん立派にやっておられます。中でも1961年に来日し、その時たまたま私が研修を担当した画家、符致冊先生とは、当地で20数年振りに再会し、家族ぐるみで旧交を暖めています。アセアン青年招聘計画による当国青年の派遣も今年で3年目を迎え、すっかり軌道に乗りました。この計画に参加する青年のレベルは高く、こうした優秀な青年に今日の日本の姿を直かに見て貰うことは、明日の日本にとって非常なプラスに

なることと思います。この計画が始って2年目位から慣れてきましたが、最初、シンガポールから参加する青年達が、プログラムが終了してからの帰路、ルートを変更して私費で各国へ立寄る希望が多いのに驚きました。研修あるいは、この友情計画では順路直行が原則でもあり、他の国の参加者の場合は帰路立寄りの希望も少ないのですが、当国からの参加者が例外的に多いので理由を調べたところ、まとまった日数休暇が取れるということと、機会があれば、諸外国を旅行し、個人としての見聞を広める事を国として奨励しているということが分かりました。この事をすぐ本部へ連絡したところ、シンガポールからの参加者については、特に帰路変更など認める方向で対処しているとのことでした。休暇をまとめて長く取れるという点では、シンガポールの方が日本よりも進んでいることをしみじみ実感した次第です。

専門家の方は現在当国に33人活躍されていますが、プロジェクトに派遣されている方が25人、個別にシンガポール政府機関、国際機関に派遣されている方が8人です。

プロジェクトは、鈴木善幸元首相が、首相であった昭和56年に提唱され、現在実現をみているアセアン人造り協力の一つである生産性向上プロジェクト、EDBとの協力による日・シ技術学院(JSTI)、日・シソフトウェア技術研修センター(JSIST PHASE II)の三つがあり長期専門家の方が生産性向上プロジェクトに10名、日・シ技術学院に9名、日・シソフトウェア技術研修センターには現在のところ6名赴任し指導に当たっています。日・シソフトウェア技術研修センターは、発足直後なので専門家数は6名ですが、9月には12名になる予定です。個別専門家の方々の活躍は、SBCでの舞台設計の指導、HDBで生活廃棄物の処理方法の指導、PSAでの海上保安行政、港湾荷役安全規制の指導、TELECOMSでのCATV網の設計、ニース・ポリテクニクでの計測操業及び制御の指導、チャンギーにある東南アジア漁業開発センターでの水産物加工、コロンボ・プラン・スタッフ・カレッジでの工業教育の指導など広い分野にわたっています。シンガポールにたいする専門家の派遣の一つの特徴は、

プロジェクトや国際機関との協力で短期の派遣専門家が多いことです。理由は、技術レベルが高くなってしまったので、相手方の要望にこたえるためにはどうしてもその道の専門家に来て頂かないと満足させられないということ、シンガポールでは、いろいろな機関が、セミナーやワークショップを競って行う傾向にあり、技術協力の相手機関も例外ではないことなどが大きな理由であると思われます。

当国における技術協力のもう一つ大きな特徴は、短期専門家による協力が多く、これまで実施した中では、交番制度、シンガポール大学工学部との協力など成果をあげています。

医療協力の分野では、KANDANG KERBAU 病院との間で婦人科手術の指導を実施しており、当国の医療技術の向上に大きく役立っています。

開発調査の案件では、昨年度末から今年度はじめにかけて TELECOMS のセントサ島衛星地上局の改修計画書の作成を無償で実施し喜ばれています。また当国にたいする協力では例外的な案件ですが、生産性向上プロジェクトでは無償資金協力を行っています。

研修員受入事業の中で第三国研修という方法が既に確立されています。これは通常の方法にかえて、受入国を発展途上国の一国とし、その国内の機関を研修員の受入機関として主として近隣の発展途上国から研修員を受け入れようというもので、国際協力事業団がその全費用を負担する形で行われています。シンガポールでは3年前からシンガポール・ポリテクニクとの間で建設プロジェクト管理コースが開設されており、研修にはシンガポール人の他、アセアン諸国から建設関係技術者が多数参加し好評です。この研修コースには日本人専門家の派遣も行なわれ技術移転、錬磨と共に日・シ・アセアン友好の実も上っております。

この第三国研修が、今年度 P S A との間で2コース、CAAS (CIVIL AVIATION AUTHORITY OF SINGAPORE) との間で2コース計4コース、新たに設けられました。これはアセアン太平洋人造り協力緊急計画の名のもとに今年度試行的に実施するということで、取り敢えず今年度のみの実施ですが、P S A の研修コースの一つにアセアン諸国から13名もの研修

員が集まり、非常に好評なので来年以降も継続されるものと期待しています。

技術協力なり経済援助なりを行なう場合、相手国の国情に合せて、しかも協力する側、援助する側の可能な範囲も見極めて案件を処理していくことが、国際協力を成功させる大きな要因になると思います。シンガポールの場合はアセアンの重要な国としてこれまで発展をつづけ世界の中進国の仲間入りをしているだけに技術水準も高くなっています。現在は経済不況の中にありますがこれまで蓄積した国力は大きなものと言えます。私共の業務にもこの事情は当然反映し、当国との技術協力では、領域はある程度限られていますが、内容については高度なものが多くなっています。また、ご存知のように現在の経済不況の大きな原因が人件費の過度の負担と言われており、従って当国では労働集約的な産業はこれから厳しい状況に直面することになるでしょう。この傾向が技術協力における当国の要望にも表れ、FMS(FLEXIBLE MANUFACTURING SYSTEM)、やコンピューター・ソフトウェア、視聴覚教育などの分野での協力要請が目立ってきています。

内政に関する協力要請では交通警察や、消防体制などあり、医療の分野ではガン治療、手術、ガン他の成人病の検診制度など、今後協力して喜ばれる分野であると思います。当国に派遣される専門家の方は高度の英語力を要求されますが、特に理論が中心となる分野の専門家の方ほど英語力を求められています。専門家の方の人選に当っては専門知識のほかに語学力も考慮に入れなくてはならず、相手国のレベルが高くなるほど人選が難しくなります。この問題は私共だけが抱えている問題ではなく、単一民族、単一言語で生活している日本全体の問題でありましょう。

東西両陣営共に、全面核戦争が人類の滅亡につながることを十分に認識した現在、核軍縮など直接的な東西の交渉と並行して、南北の富の格差をなくして行くことが世界の緊張をやわらげ、平和を支えるのではないかと思います。またアセアン諸国の中で飛び抜けて発展しているシンガポールですが、これからの技術協力は、この国がアセアンの重要な一国であるという視点から捉えていく必要があると思うこの頃です。最後に、この紙面をお借りいたしまして、私共の事業にご協力頂きました企業の方々に深くお礼を申し上げます。

国連UNICEFのグリーティング・カードについて

United Nations Children's Fund

原田 直英

ユニセフ（国連児童基金）の名は世界でよく知られています。1949年、世界第二次大戦後のヨーロッパと中国の被災国の子供に食糧、医薬品、衣類などを緊急に援助するために創設され、今年で40周年を迎えました。子供に対する愛は敵国も味方もない、と云う理念に基づき、日本も戦後14年にわたり当時の金額で65億円もの同様の援助をユニセフから受けました。給食の脱脂粉乳のホロ苦さを覚えている年代も多いと思います。日本が戦争の荒廃から立ち直っていないあの頃、誰もが多かれ飢えていたのです。

現在ユニセフは110ヶ国を越える開発途上国の恵まれない母親と子供のために栄養の向上、清潔な水の確保、伝染病の予防接種、衛生環境の改善、教育の普及、緊急支援物資の供給などの活動を各国政府と民間の協力によって実施しています。現実とは思えない話しですが、アフリカでは人口に対する3人に2人は清潔な水が飲めない状態です。また病院と医者の不足が命とりとなっていることも見逃せません。日本では平均845人に医者1人の比率ですが、アフリカでは5万人に医者が1人の割合です。このため現在開発途上国に於ては乳児死亡率は20%に達しており、毎日4万人の幼児が伝染病や栄養不良でその幼い生命を失っています。4万人と云う数字は甲子園球場がいっぱいの観客でうまった場合を想像すれば、驚くべき数字です。現在の危機には、その底流として教育、保健、水と衛生などの遅れがありますが、飢えの問題を解決するには短期の食糧配給と共に、その国の農業と社会サービスの基盤を築いていかねばなりません。従ってユニセフの活動は大量に食糧や医薬品を持ち込んだり、大がかりな病院や大学を建設することではなく、その国の政府と協力してグラスルートまで入り、地域住民の参加によって井戸を掘り、トイレを造り、村に診療所と小学校を

建て、住民の中から保健員、栄養指導員、教師を養成するなど地道な自立への協力に主体が置かれています。

ユニセフの年間予算は約1千億円で、各国政府からの任意拠出金と民間よりの募金とグリーティング・カードの売り上げ金より構成されています。日本政府も昭和28年以来ユニセフに対し、資金援助を行っており、年々拠出金を増やしています。一昨年は約28億円を計上していますが、まだ米国、カナダ、スウェーデン、ノールウェーに次いで5番目です。途上国で生れる1億の子供にも大伝染病の予防接種を行うと、子供の死亡率が半減します。その費用はざっと5億ドルはかかる勘定ですが、この5億ドルは今日の最新式の戦闘機10機分しかないと云うのも皮肉です。もっと身近な話しをすれば、今東京23区で一日に捨てられるゴミの約14%にあたる2千屯が、残飯。食べ残したこの量はアジアの50万人の人々が一日生きていくのに必要な食糧分に当たるそうです。飽食と過食の時代にダイエット・コントロールなどはうらやましい話です。

ユニセフが、その資金作りのために世界的に展開しているグリーティング・カード作戦(GCO)については日本人の間ではあまり知られていません。ユニセフのグリーティング・カードの始まりは、1949年チェコスロバキアの小さな町ボヘミアの7才の少女JIKITA, SAMBOVAから始まりました。戦争で荒れはてた彼女の町では、多くの子供がミルクも飲めず適正な医療手当も多けられないまま結核におかされていました。その町にユニセフが食糧や医薬品、医療機器を送って救助活動をしたことに対し、生徒達は感謝の気持ちを絵にしました。当時は紙もなく、ガラスの破片に描いた絵を少女がお礼としてユニセフに送ってくれました。それは太陽のふりそそぐ下で、リボンに飾られた柵の柱を取り囲んで踊っている子供たちの絵でした。この絵がユニセフ、グリーティング・カードの第一号となりました。

一粒のタネが大きく育ち、現在では世界で1億1千万枚販売され、120億円の売り上げの純益はユニセフにとり各国政府の拠出金の中で3番目に位置する大きな援助資金源となっています。欧米ではユニセフのカードの購入は国民運動として定着しており、国民の平均4人に1人はユニセフのカ

ードを使用しています。例えばカード10枚、千円のお買上げによって、100人に失明予防のビタミンAカプセルを、70人に結核予防のワクチンを、25人に下痢による脱水死予防の経口補水塩を、そしてノートなら30冊を与えることが出来るのです。ユニセフのグリーティング・カードのデザインと種類は世界中の芸術家や、美術館が特にユニセフの活動に協賛して寄贈してくれたものです。毎年各国から集められる数百点のデザインは、ユニセフのニューヨーク本部で開催されるインターナショナル・アート・コミッティーで厳選されたのち採用され、米国、カナダ、スイス、ブラジルで印刷されます。300種類におよぶ国際色豊かなデザインは、同じデザインが交差しないように、ヨーロッパ、米国、カナダ、南アメリカ、アジア太平洋州などのブロック別に分けられます。種類もクリスマス・カードのほかに四季を問わず使えるカードや、デスクダイアリー、レターセットなどがあり、日本では年賀状も発行しています。

日本に於けるユニセフのグリーティング・カードの売り上げは、全ったく不振をきわめ過去10数年間、わずか年間30万枚程度で世界各国の売り上げランキングに於て最下位を低迷していました。因みに世界一の売り上げは西独が第一位で、年間1千8百万枚、二位が米国で1千2百万枚、3位がフランスで1千1百万枚、4位スイス6百万枚、5位カナダ5百万枚、6位オランダ4百万枚、7位イタリー3百万枚と、その他欧米諸国が上位に名をつらねています。国連ユニセフのニューヨーク本部が日本の業績と協力度に疑問を持ち、電通にマーケットリサーチなどをたのんでいましたが、デザインが悪いとか、紙質がどうだとか、カードを送る習慣が無いとか、いずれも否定的なレポートでした。ニューヨーク本部が本格的に日本のマーケット開拓のために、国連ユニセフGCO事務所を開設したのは、今から3年前です。一般的に日本人の感覚は、チャリティー（ユニセフはチャリティーではないのですが）とは何かしら暗いイメージがあり、富める者が貧者にほどこす優劣の意識があるように見受けられます。ボランティア・スピリットとか社会奉仕の意識が薄いように思われます。その点欧米などでは幼少の頃からボランティア教育が自然に侵透しているのは尊敬に値します。国連ユニセフをユネ

スコと間違える人は、日本人の間にかなり多いようです。インターナショナル、マインドが無い人、また教育程度の低い人が間違えるのは、無理ないとしても、日本の大手国際企業の役員が、この二つの国連専門機関の区別もつかず、おまけに国連ユニセフとは何をしているのですかと愚問を発するケースがあり、げんめつすることがあります。笑い話ではないが、ある一流企業にアポイントメントを取り、受付で国際連合の名刺を出したところ、当社は右翼の団体はおことわりしています、と平然と答えた受付嬢がいました。またグリーティング・カードの話をしていたら、同席していた一人が、そのカードはどこの会社のクレジット・カードですかと真顔で質問され啞然としたこともあります。

日本に於ては、国際知識、世界観をもっと認識させることが必要であり、グリーティング・カード販売の以前に広報活動が重要です。ニューヨーク本部はテレビ・タレントの黒柳徹子を国連ユニセフ親善大使に任命し、LEVEL OF RECOGNITIONの高揚に務めました。日本経済新聞も第一面の春秋の欄に、ユニセフのグリーティング・カードの記事を定期的に無料で書いていただき、世論にうったえる協賛をしてくれました。企業が年間使用する通信費の何分の一かをさいて、ユニセフのカードを買い上げていただけたら、と云う願いに多くの会社が続々と名乗りをあげ、その数は1千社を突破しました。その後アフリカの餓死などのカルチャーショックも報道され、カードの売り上げは150万枚に伸長しました。今年は、日本の販売紙数は300万枚が予想され、世界の業積の中で欧米先進国と伍して、第5位程度に飛躍することになります。

シンガポールに於ては、国連ユニセフ(GCO)事務所が昨年9月に設立されました。目的は、日本を含めた東南アジアの市場の管括のみならず、オーストラリア、ニュージーランド、インドを含めたユニセフのカードの需要約2千万枚を、シンガポールで印刷し、ここを配送センターにしようとする構想にもとづいています。シンガポールを於けるユニセフ・カードの販売は、かつて3年前までSINGAPORE COUNCIL OF SOCIAL SERVICEが取扱っていましたが、ここ数年販売活動はとだえていました。昨年は、遅らばせな

がら 10 月よりクリスマス・キャンペーンに入ったにもかかわらず 10 万枚の売り上げをあげることが出来ました。ユニセフのグリーティング・カードが民間ベースでのユニセフ活動に対する参画であり、日本の国際的役割をはたす上にも意義があるとの見地より、日本商工会議所及び日本人会の皆様の心温まるご支援をいただいたお蔭です。また欧米各国コミュニティーが、素晴らしい協力の手を差しのべてくれました。この紙上をお借りして、有難く厚く御礼申し上げる次第です。

会 員 紹 介

* SINGAPORE DAIICHI PTE LTD
(シンガポール第一)

所 在 地 : Block 4008, #01-06, Ang Mo Kio Industrial Part 1
Singapore 2056

電話番号 : 4533038

設 立 : 1979年1月(登記)、1981年6月(操業)

形 態 : 子会社

代 表 : 多久和 悠 (Director)

Mr H Takuwa (Director)

従業員数 : 38名、日本からの派遣社員5名

事業内容 : 取扱品目 :

- プラスチック精密部品の加工
- 同上精密金型の作成・販売
- 半導体金型の製造・販売
- 半導体封止自動機の製造・販売

主な販売先 :

- オリベッティ、GI、シマノ工業
- National Semiconductor
- Fair Child, AT & T, AMD.

〔 会社の特色 〕

超精密金型の設計・製造を基盤として、精密プラスチック部品の成形加工及び世界的機能を誇る半導体の自動封止装置を中心とした半導体製造装置の製造・販売を行い、星日の経済向上の一助としたい。

* SOGO DEPARTMENT STORES (S) PTE LTD

(シンガポールそごう株式会社)

所在地：250 North Bridge Road #07-01/02/03

Raffles City, Singapore 0617

電話番号：3396652

設立：1984年1月（登記）

形態：合 弁

代表：樋口 勝彦（店長）

Mr K Higuchi (General Manager)

従業員数：550名、日本からの派遣社員8人

事業内容：小売業（百貨店）

婦人、紳士、子供の衣類、寝具、スポーツ用品、家庭用品、
スーパーマーケット、玩具、文具、ヨーロピアンブティック
など百貨店としてトータルな商品取揃えを行う。

〔社会の特色〕

。シンガポールの全顧客に親しんでもらえるサービス面を第一重点
項目として販売活動を行う。

。日本の商品、ローカルの商品をバランスよく取り揃え、顧客のか
たよりをなくす。

。MRT 開通後の売上増を期待し、常にマーケティングの調査をお
こたらず前向きに商品開発に取り組む。

* YOKOGAWA ENGINEERING CENTER PTE LTD.
(横河エンジニアリング・センター (株))

所在地 : 460 Alexandra Road
#35-00, PSA Building
Singapore 0511

電話番号 : 2729537

設立 : 1986年1月 (登記)
1986年4月 (操業)

形態 : 子会社

代表 : 尾野 恵一郎 (代表取締役)

Mr Keiichiro Ono (Managing Director)

従業員数 : 52名、日本からの派遣社員7名

事業内容 : 工業計器、測定器、FA 機器に関するエンジニアリング・
サービスの提供

〔 会社の特徴 〕

プロセス・オートメーションに関するエンジニアリングに限らず
「工場まるごとのオートメーション」迄を指向している。



* PENTEL (SINGAPORE) PTE LTD.

(ぺんてるシンガポール (株))

所在地： 100 Beach Road #13-02

Shaw Towers, Singapore 0718

電話番号： 2967367

設立： 1979 年 12 月

形態： 子会社

代表： 渡部 登 (総支配人 / 取締役)

Mr. N. Watabe (General Manager/Director)

従業員数： 14 名、日本からの派遣社員 2 名

事業内容： 筆記具、画材類全般を日本並びに台湾工場より輸入し、シンガポールを中心とした近隣諸国に販売する。

〔 会社の特色 〕

社業を通じて国家社会への貢献。

品質使い易さを特徴とした筆記具並びに画材を提供する。

理 事 会 の 動 き

第204回 1986年7月10日(木)

午後12時30分～

議 事：

本所新理事選任後の第1回目の理事会であることから、新理事の方々から自己紹介があった。また、近々ご帰国予定の中川理事よりご挨拶があった。

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審 議 事 項

(1) 理事各位の担当部門について

古新居会頭より1986年度理事職務分担(案)について説明があり、引き続き一同に諮ったところ、原案通り承認された。なお、別紙「シンガポール日本商工会議所理事・名誉会頭・顧問・監事・オブザーバー一覧表」をご参照下さい。

(2) 監事・オブザーバーの選任について

審議の結果、以下の通り決定した。

(監 事)

二木 泰彦 氏 (富士銀行)

沼野 健司 氏 (シンガポール野村マーチャント・バンキング)

(オブザーバー)

井手 俊弘 氏 (ジェトロ)

細谷 孝利 氏 (日本大使館)

(3) 今後の会議所運営について

古新居会頭より、別紙の通り、シンガポールの経済再建への協力、全員参加の会議所活動の推進、在星経済団体との連携強化を柱とするシンガポール日本商工会議所1986年度活動方針の説明があり、異議

なく承認された。

(4)日本人学校中学部用校旗（分旗）の寄贈について

日本人学校創立20周年を迎えるにあたり、同校より中学部用校旗一式の購入費用¥480,600を本所と日本人会の折半にて援助していただきたいとの依頼があった。

審議の結果、依頼通り購入費用の半額に相当する¥240,300を日本人学校に寄付することが了承された。

(5)独立記念日の広告掲載について

8月9日のシンガポール共和国独立21周年を祝して、例年通り8月9日付南洋・星洲連合早報に本所として広告掲載することとなった。

なお、広告掲載費は昨年と同額のS\$2,100である。

(6)国連ユニセフのクリスマス・カードに関する協力について

昨年に続きユニセフから、恵まれない子供達への救援資金調達のため、会員にユニセフのクリスマス・カードの使用を働きかける手紙を本所会頭並びに日本人会会長の連名にて出していただきたいとの要請があった。

審議の結果、本所としてこの要請に応じることとなった。

(7)1986年度賃金改定調査結果の取扱いについて

7月10日に標記調査票の回収を締切った後、来週早々にも同調査結果をとりまとめる予定だが、同調査結果をそのままSNEFに報告すべきか否かの取扱いについては、運営担当理事会に一任していただきたいとの事務局提案は異議なく承認された。

3. 報 告 事 項

(1)部会・委員会等開催報告

田本副会頭より6月16日のリーシェンロン通産大臣代行との懇談会に関する報告があった。この懇談会において、一段の賃金抑制への協力要請が本所に対して行われる一方、電子部品業界における人手不足対策への政府の協力等が明らかにされた。

A 総 会

6月20日(金) 総会
" 臨時理事会

B 部 会

6月17日(火) 運輸通信部会
6月18日(水) 第一工業部会

C 委 員 会

6月16日(月) N W C 担当理事会
6月19日(木) 経営研究委員会
7月 3日(木) 労使関係スタディ・ミッション打合せ
7月 4日(金) 広報委員会
7月10日(木) 運営担当理事会

D 懇談会等

6月16日(月) 賃金抑制策に関するリーシェンロン通産
大臣代行との懇談会
6月26日(木) 国際協力事業団一行
6月30日(月) 綿糸布輸出組合一行との懇談
7月 1日(火) アセアン投資セミナー(本所協賛)

4. 入 ・ 退 会

下記の入・退会について審議した結果、以下の通り決定した。

(1)入 会 (3社)

- PENTEL (SINGAPORE) PTE LTD " B "
- SOGO DEPARTMENT STORES (S) PTE LTD " A "
- YOKOGAWA ENGINEERING CENTER PTE LTD " A "

(2)退 会 (なし)

(3)7月10日現在の会員数: 470社(前月比3社増)

5. 会 計 報 告

1986年5月分の会計報告として、吉永財務委員作成の会計報告書を
理事会出席者全員に配布した。

以上

7月の主な経済記事

7月1日

- アジアの4つの新興工業国および地域は、世界の主要輸出市場を引き続き確保するため緊密に連帯協調すべきだ。

リー首相は27日、ソウルの4大経済団体が合同主催した午餐会の席で、以上のように提案した。同相は席上、世界の主要輸出市場の開放状態を維持し、米国とEC（西欧共同市場）の保護主義の脅威を克服するため、香港、台湾、シンガポール、韓国の4つのアジアの新興工業国および地域は、まず自身の国内市場を開放することにより、自由貿易制度を実践するその姿勢を示さねばならないと強調した。首相はそのスピーチの中でさらに次のように指摘している。

「もし我々が日本のように輸出だけを重視し、主要貿易パートナーの製品とサービスの輸入を制限するなら、保護主義の圧力はさらに増加し、米国国会はさらに厳しい保護主義を可決するだろう。

今日如何なる国も単独で世界経済をリードし、自由貿易制度を維持することはできない。しかし新興工業国は協力して同制度を維持することができる。

もし自由貿易制度が崩壊すれば、世界の生活水準は大幅に下降し、收拾のつかない混乱状態を来たそう。」

リー首相はまたアジアの新興工業国が国際貿易面で一定の責任を分担せねばならない理由を、ガット（関税・貿易一般協定）の貿易レポートを引用して次のように説明した。

「1984年、韓国、台湾、香港、シンガポールは世界の20、輸出国にその名を連ねた。これら4者はまた世界の20大輸入国にも列しており、最も有力な輸出国が最も有力な輸入国でもあることを証明した。

米国はこれら4つの新興工業国および地域の最大の貿易パートナーだが、過去10年これら4者の対米貿易黒字は1975年の7000万USドル、1980年の34億USドル、1985年の216億USドルと大幅に拡大した。こうした貿易格差のためにアジアの新興工業国および地域は米国の政府、国会、経済界の主要な攻撃対象となった。米国市場はアジアの新興工業国および地域にとって極めて重要で、米国の保護主義は我々にとって深刻な脅威となる。こうした圧力は最終的に米国の我々に対する関税特惠(GSP)の削減を導くだろう。

米国GSPの最大の恩恵を享受しているのは、アジアの新興工業国および地域である。1985年について見れば台湾が24.2%、韓国が12.4%、香港が9.1%、シンガポールが5.1%とその恩恵を享受した。

今日、米国とECは単に輸出を促進し、輸入を制限するような第2の日本が登場することを最早我慢しないだろう。したがって、我々新興工業国および地域は自ら自由貿易制度を実践して見せねばならない。

リー首相は同演説の中で韓国に対しても、その国内市場をすべての先進工業国と開発途上国に開放するよう呼びかけている。

- 2日
- インターナショナル・データ・コーポレーション・アジアのダニー・ラム研究顧問によると、シンガポールは昨年国内総生産(GDP)の2.2%をコンピューターのハードウェアとソフトウェアに投資し、米国やアジア諸国を上回るコンピューター投資国となった。

大規模な軍事産業を保持する米国は昨年コンピューターにGDPの2%を投入、その他香港も米国と同様GDPの2%をコンピューターに投資しアジアではシンガポールに次ぐコンピューター投資国となった。

アジア地域で昨年のコンピューター投資率3位となったのはマレーシア（GDPの1.3%）で、韓国（0.7%）、台湾（0.98%）と続く。

昨年の各国のコンピューターへの投資額を見ると、シンガポールが3億9500万Sドル、香港が6億2900万Sドル、韓国が5億6600万Sドル、台湾が5億6600万Sドルとなっている。

ラム氏はシンガポールや香港のコンピューター化に伴いその投資規模はさらに拡大するものと見込んでいる。同氏は「コンピューター業界が製造業者にコンピューター技術は投資であって支出ではない事を納得させることができたなら、コンピューターの投資額は3けたの成長を遂げるであろう」と予測している。

- 8日 ● ワシントンD.C.ベースの調査機関 THE BROOKINGS INSTITUTION に籍を置く国際的な経済学者 LAWRENCE KRAUSE 教授は「シンガポール経済は近く世界の経済動向に応じて回復するであろう」との見解を述べた。

同教授は東南アジア研究所のプロジェクトで4月から当地に滞在しており、先週ストレイツ・タイムズ紙とのインタビューの中で「世界経済はさらに成長しようとしている。シンガポールは労働・資本・製品市場を完備しており、その経済成長を阻む要因は見当たらない」と語った。同教授はシンガポールの経済成長率について、「過去に記録した8～10%程高くないが、世界経済が健全な成長をとげる限り4～5%の成長率を維持できるであろう」と予測している。

また同教授は他のアジアの新興工業国（NIC）に比べてシンガポールの不景気が長引いている理由として、シンガポールはインドネシア、マレーシアの域内産油国との経

済的つながりが強固であるため、石油消費国としてではなく、石油産出国として石油値下がりの打撃を受けたことを挙げている。また過去の国内不動産市場の過剰成長もその一因としている。

同教授は日本は円高で最終的には国内市場を開放、また日本のメーカーは生産ラインを海外へ移行し、製品を日本へ逆輸出するという操作をさらに頻繁に用いるであろうと見ている。また向こう一年間に日本円は米ドルに対して１ドル１００～１２０円レベルまで強化すると予測している。

- 経済開発局（ＥＤＢ）は外国投資家をシンガポールに誘致するため、低利率の長期ローンを提供する方針である。また大規模な専門工場を必要とする投資家のために、ジュロン・タウン公社（ＪＴＣ）は同局よりローンを借り入れ、リース用の専門工場を建設する計画である。

フィリップ・ヨーＥＤＢ会長は先週、シンガポールへの投資誘致に関し「投資誘致プロジェクトを軌動に乗せるためには、パイオニア・ステータスや長期ローンの提供、開発援助、トレーニング援助等あらゆる種類の優遇措置を提供する体制を整えなくてはならない」と語った。

外国投資家に貸し付けられるＥＤＢローンの利率はケース・バイ・ケースで決定されるが、その期間は最高１０年まで延長可能である。

同会長によると、投資家の株式資本規模とＥＤＢローン貸付け額との割合を決定する具体的な基準はないが、あくまでも投資家が投資する上でのビジネス・リスクを負うことになる。

- 14 日
- シンガポール工業規格研究所（ＳＩＳＩＲ）は遅くともこの９月には、日本向け国産製品の日本工業規格（ＪＩＳ）検査を代行する海外初の公認機関に任命される模様である。

同消息を伝えた当地の日本大使館スポークスマンによれば、SISIRは6月中旬にJIS検査を代行する公認機関となる申請を行っており、この8月、9月中に日本政府によって承認される可能性が高いという。

当地でJISの検査を申請する際、現行では地元企業は自社の活動や会計内容の詳細にわたる日本語の報告書を提出しなければならない他、日本にJIS検査員の派遣を求めなければならない。このため一件の申請費用は日本語の翻訳料やJIS検査員の旅費を含め8000～1万Sドルと見積られ、地元企業はJISマークの申請に二の足を踏んでいるのが現状である。

SISIRがJIS検査を代行する公認機関となれば、シンガポール産製品の日本市場進出が容易になるばかりか、地元企業のコスト削減にも貢献することになる。

現在日本向け製品にJISマークの表示は義務づけられていないが、JISマークは日本市場進出を図る上で強力な武器となることは間違いない。

今日当地では横河電気シンガポール社のみが同社の2種類の製品につきJISの表示を認可されている。同社は77年に同申請を行ったが、当時日本政府は外国産製品のJISマーク表示を禁止していたため、その禁止が解かれた81年になって始めて認可されている。

- 経済開発庁（EDB）は当地に営業本部（OHQ）を置く企業のために導入された税優遇措置の対象企業を選考するため、柔軟な審査規準を決定した。

OHQとして認可された企業は現行の33%から10%への法人税引き下げの恩恵を受ける。同選考の規準は次の通り。

- 第1に当地のオフィスに有能なマネージメントを多数備える事。
- 第2に OHQ の子会社の運営に貢献するだけの十分な業務が当地で行われる事。
- 第3に払込資本金のレベル。

同優遇措置の資格を有するための最低払込資本額は規定されていない。EDBによると、ケース・バイ・ケースで審査されるという。

EDBはOHQを「当地の独立法人は登録企業で、他国の子会社、関連会社、支社にマネージメント・サービスを提供するもの」と定義づけている。又OHQは子会社や関連会社に株式投資をしており、これらの会社にサポート・サービスを提供している企業をいう。

又現在当地にオフィスを保持する企業も同税優遇措置に申請する資格を持つ。

- 15日
- 労働省発表の1985年度年次レポートによると、昨年の労働者の昇給率は全国平均3%と84年の9%から低下した。

昨年全国賃金審議会(NWC)は年次昇給のガイドラインとして3~7%を提示していた。しかし景気の悪化で多数の企業や組合が賃金抑制に踏み切り、昇給率の全国平均は3%にとどまった。

給与所得者を職業別に3つのグループに大別し昨年の昇給率を見ると、低所得の職業グループが昨年は最も低い昇給率に甘んじた。

生産・運輸部門やその関連部門に従事する労働者(平均週給\$173.61)の昨年の昇給率は2%と1番低く、これは84年の昇給率9.1%に比べて大幅な低下であった。

次に事務員、セールスマンなど(平均週給\$198.46)

の昨年の昇給率は5.3%と比較的高かったが、84年の8.6%に比べて低下した。

また専門職、アドミニストレーター、マネジャーなど（平均週給\$578.08）の昨年の昇給率も2.4%と84年の8.6%から同様に低下した。

- 17日
- 米国労働省が先頃明らかにしたところによると、昨年のシンガポールの生産労働者の賃金は昇給率が少なかったにもかかわらず、アジアの新興工業国の中で最高であった。

昨年の為替レートに基づく同省の統計によると、昨年の当地の生産労働者の時間給は前年より3USセント増の2.44USドルで、同昇給率は1980年以来最低であった。ちなみに1980年から84年の昇給率は15～32USセンであった。

一方台湾の生産労働者の時間給は昨年、1.45USドルで前年より3USセント減少した。又生産労働者の時間給香港で18USセント増の1.78USドル、韓国で3USセント増の1.45USドルとなっている。

同統計によると、シンガポールの賃金水準は中央積立基金（CPF）等を加えなければ他の新興工業国の賃金と大差がないという。CPF積立金等を除く当地生産労働者の時間給は1.57USドル。ちなみに香港は1.61USドル、台湾は1.38USドル、韓国は1.17USドルである。

- 貿易開発局（TDB）は先週、カウンタートレード会社のパイオニア・ステータス認定についてのガイドラインを明らかにした。カウンタートレーダーは、以下の要求3点を満点した場合、5年間税が免除されることになる。

- 1) カウンタートレードのみに従事する独立した会社を設立すると。

2) 上記会社は国際的な貿易リンクをもつと同時に、カウンタートレード業務に熟練した者を合意によって定められた数雇用すること。

3) 財務的業務あるいは物資の物理的移動について、少なくとも取り引きの一部がシンガポールを通じて行われること。

TDB は、同局の判断により免税期間もあり得るとしている。

ビジネス・タイムズ紙による時価総額別地元大手企業百社
(1986年6月30日現在)

順位	会社名	85年6月時価総額 末の順位	単位 S\$百万	発行株数 100万株	1986年株価 最高 最低	額面	1株当たり利回り の時価 率(%)	株価 収益 率
						(単位Sドル)		
1	SIA	F	4337.2	619.6 (a)	7.15 4.20	S\$1.00	7.00	1.4
2	OCBC	1	3593.5	499.1	7.75 5.75	S\$1.00	7.20	2.0
3	DBS	3	1947.0	290.6	7.15 4.38	S\$1.00	6.70	2.0
4	SPH	6	1787.5	243.2	7.80 5.50	S\$1.00	7.35	3.4
5	UOB	4	1577.6	394.4	4.30 2.88	S\$1.00	4.00	4.0
6	Sime Darby	2	1454.7	926.6 (b)	1.67 1.10	M\$0.50	1.57	6.8
7	Harrisons M'sia	7	1103.7	422.9 (c)	2.96 1.82	M\$1.00	2.61	7.6
8	M Banking	5	1031.4	270.0	4.66 2.72	M\$1.00	3.82	4.7
9	Gentings	8	1022.9	230.4 (d)	4.84 3.24	M\$1.00	4.44	4.8
10	Cons Plant	9	954.5	470.2 (e)	2.18 1.54	M\$0.50	2.03	12.8
11	F & N	18	926.1	126.0	7.65 5.35	S\$1.00	7.35	2.7
12	OUB	12	906.5	307.3 (f)	3.16 2.09	S\$1.00	2.95	4.7
13	Straits Trading	11	777.6	270.0 (g)	3.26 1.85	S\$1.00	2.88	4.5
14	M Breweries	17	771.6	126.5 (h)	6.00 4.96	S\$1.00	6.10	4.3
15	MTC	14	745.2	202.5	3.84 3.34	M\$0.78	3.68	8.9
16	K L Kepong	10	638.6	378.0	1.91 1.24	M\$1.00	1.69	8.8
17	Esso	16	599.4	270.0	2.36 1.88	M\$0.50	2.22	13.5
18	Rothmans M'sia	38	507.9	123.9	4.24 3.22	M\$1.00	4.10	3.6
19	MUI	13	504.9	341.2	1.73 0.98	M\$1.00	1.48	10.1
20	Goodwood Park	21	499.5	45.0	11.10 11.10	S\$1.00	11.10	3.1
21	High & Low	15	483.3	302.1	2.13 1.15	M\$0.50	1.60	9.3
22	Public Bank	20	449.4	420.0	1.21 0.79	M\$0.50	1.07	4.6
23	Perlis Plant	31	440.3	137.6	3.24 2.40	M\$1.00	3.20	6.8
24	G E Life	30	414.0	27.6	15.00 12.00	S\$1.00	15.00	1.4
25	H Leong Fin	23	407.2	169.7	2.66 1.73	S\$1.00	2.40	2.9
26	Haw Par	53	402.3	149.0	3.04 1.62	S\$1.00	2.70	2.5
27	Landmarks Hldgs	44	383.6	231.1 (i)	2.01 1.40	M\$0.50	1.66	1.5
28	Multi-Purpose	19	383.0	751.0	0.63 0.30	M\$1.00	0.51	0.0
29	Guinness	43	382.3	216.0 (j)	1.87 1.37	M\$0.50	1.77	6.7
30	City Dev	56	375.4	266.3	1.68 0.74	S\$0.50	1.41	5.3
31	Cold Storage	55	366.6	124.3	3.26 2.16	S\$0.49	2.95	4.3
32	Keppel Corpn	47	364.0	234.9	1.75 0.66	S\$1.00	1.55	0.9
33	Shell	42	360.0	120.0	3.20 2.60	M\$1.00	3.00	5.6
34	Utd Plantations	36	359.7	119.9	3.00 2.48	M\$1.00	3.00	4.1
35	M M C	25	358.1	411.7	0.93 0.44	M\$0.10	0.87	2.2
36	N S T	22	350.8	68.8	6.10 3.60	M\$1.00	5.10	4.9
37	S'pore Land	74	344.8	92.2	3.94 1.72	S\$1.00	3.74	2.6
38	Asiatic Dev	24	336.4	580.0	0.62 0.40	M\$0.50	0.58	4.3
39	UIC	94	334.7	159.4 (k)	2.19 1.19	S\$1.00	2.10	4.7
40	Cerebos	91	332.0	100.0	3.46 1.76	S\$0.50	3.32	3.0
41	Inchape	40	330.6	163.7	2.32 1.01	S\$1.00	2.02	4.9
42	Tan Chong	34	329.2	672.0	0.58 0.28	M\$0.50	0.49	2.0
43	A M D B	35	328.2	529.5 (l)	0.74 0.44	M\$0.50	0.62	1.6
44	Sel Properties	29	327.0	302.8 (m)	1.27 0.71	M\$1.00	1.08	4.6
45	Amal Steel	52	319.6	340.0	1.07 0.58	M\$0.50	0.94	4.2
46	Roxy Elect	37	311.8	135.6 (n)	2.90 1.73	M\$1.00	2.30	3.6
47	Magnum Corpn	39	298.0	112.9 (o)	3.02 2.08	M\$1.00	2.64	7.5
48	Supreme Corpn	50	286.1	242.5	0.00 0.00	M\$1.00	1.18	1.6
49	OUE	49	283.7	123.9	2.54 1.57	S\$1.00	2.29	4.3
50	S Steamship	70	275.7	250.7	1.30 0.50	S\$0.50	1.10	0.9

(注：時価、発行株数は6月末現在の数字)

順位	会社名	85年6月時価総額 発行株数			1986年株価		額面	1株当たり利回り 株価		
		末の順位	単位 S \$百万	100万株	最高	最低		の時価 (単位Sドル)	率(%)	収益 率
51	Hume M'sia	48	274.7	134.0 (p)	2.45	1.55	M\$1.00	2.05	7.3	15.7
52	H Leong Credit	62	272.9	72.6 (q)	4.30	3.20	M\$1.00	3.76	3.9	16.3
53	Tat Lee Bank	60	270.8	109.2	2.65	1.90	S\$1.00	2.48	2.4	37.0
54	Shangri-La	82	268.0	100.0	2.80	1.85	S\$1.00	2.68	1.8	78.8
55	Tasek Cement	28	261.1	149.2 (r)	2.48	1.30	M\$1.00	1.75	8.5	10.2
56	Batu Kawan	27	259.0	129.5	2.50	2.00	M\$1.00	2.00	10.0	8.5
57	Roth Inds	90	256.9	114.7	2.46	1.38	S\$0.50	2.24	3.9	12.3
58	Dunlop Est	41	246.5	262.3	1.07	0.72	M\$1.00	0.94	8.5	20.4
59	Wearnes	79	244.7	67.6	4.00	2.20	S\$1.00	3.62	4.1	172.3
60	MBf Hldgs	45	241.8	183.2	2.10	0.99	M\$0.50	1.32	0.0	42.5
61	Semb Shipyard	96	241.5	150.0	1.85	0.76	S\$1.00	1.61	3.1	0.0
62	National Iron	98	236.0	63.8	4.18	1.90	S\$1.00	3.70	2.7	34.5
63	Grand Utd Hldgs	61	227.4	223.0 (s)	0.00	0.00	M\$1.00	1.02	2.9	53.6
64	D & C Bank	32	226.0	226.0	1.49	0.83	S\$0.50	1.00	0.0	0.0
65	Sri Hartamas	54	221.2	140.0	2.30	1.18	M\$1.00	1.58	3.1	16.9
66	S'pore Bus	AA	214.5	62.0	3.70	2.32	S\$1.00	3.46	2.1	22.4
67	C & C	33	208.7	125.0	2.60	0.96	S\$1.00	1.67	2.9	0.0
68	B Raya	51	206.3	261.2	0.93	0.51	M\$1.00	0.79	3.1	71.8
69	M A A	AA	204.0	6.0	0.00	0.00	M\$1.00	34.00	0.1	192.0
70	Boustead	66	201.0	177.9	1.22	0.72	M\$0.50	1.13	7.7	18.2
71	Dunlop Ind	68	201.0	300.0	0.77	0.49	M\$0.50	0.67	6.1	20.9
72	Oriental Hldgs	57	193.3	100.2	2.15	1.28	M\$1.00	1.93	7.7	12.9
73	I C B	73	190.0	50.0	4.20	3.26	S\$1.00	3.80	2.6	21.8
74	H Leong Ind	59	185.1	140.3	1.53	0.82	M\$0.50	1.32	5.6	10.9
75	U O L	58	184.3	167.6 (t)	1.30	0.70	S\$1.00	1.10	0.9	0.0
76	Faber Merliir	65	184.2	323.3	0.69	0.33	M\$1.00	0.57	0.0	0.0
77	M B S	72	182.3	76.6	2.38	2.28	M\$1.00	2.38	8.8	11.1
78	M Cement	67	180.6	217.7	0.93	0.62	M\$0.50	0.83	18.0	12.0
79	Federal Flour	83	177.6	85.0	2.09	1.85	M\$1.00	2.09	8.3	6.6
80	Tractors	84	177.1	108.0	2.06	0.72	M\$1.00	1.64	6.0	0.0
81	N O L	78	176.6	141.3	1.47	0.88	S\$1.00	1.25	0.0	0.0
82	Promet	26	174.5	335.7	0.76	0.24	M\$1.00	0.52	0.0	0.0
83	Metroplex	69	174.0	200.0 (u)	1.05	0.70	M\$0.50	0.87	5.7	22.3
84	B A T	100	173.7	90.0	2.04	1.45	S\$0.22	1.93	7.7	20.9
85	Hotel M'sia	99	173.2	16.5	10.50	10.50	S\$1.00	10.50	2.3	83.3
86	I C S	88	171.2	32.0	6.00	4.20	S\$1.00	5.35	2.3	23.3
87	Island & Pen	75	170.6	60.3	3.95	2.40	M\$1.00	2.83	8.8	13.0
88	Lion Corp	AA	162.8	74.0	2.20	1.50	M\$1.00	2.20	5.7	16.7
89	M U Mfg	63	162.8	144.1	1.34	0.63	M\$0.50	1.13	6.6	565.0
90	Guthrie Ropel	71	162.1	82.3 (v)	2.38	1.97	M\$1.00	1.97	7.6	15.6
91	Prima	AA	157.5	37.5 (w)	4.44	3.28	S\$1.00	4.20	3.8	9.8
92	MBf Corp	64	153.4	147.5	1.70	0.85	M\$0.50	1.04	7.2	7.9
93	Austral Enterp	AA	152.3	41.3	3.69	3.69	M\$1.00	3.69	5.9	31.2
94	Y H S	AA	150.1	77.4	2.18	1.13	S\$1.00	1.94	3.8	74.6
95	Intraco	AA	147.7	75.0	2.22	1.32	S\$1.00	1.97	1.2	328.3
96	F E L S	AA	144.0	49.5	3.32	1.56	S\$1.00	2.91	3.4	14.9
97	Palmco Hldgs	AA	143.4	151.0	1.10	0.64	M\$1.00	0.95	3.1	16.3
98	Keck Seng	86	141.7	105.0	1.55	1.00	M\$1.00	1.35	7.4	9.3
99	Petaling Gd	85	141.3	176.7	0.88	0.64	M\$0.50	0.80	5.0	26.6
100	Carlsberg	AA	138.3	30.6	4.60	4.20	M\$1.00	4.52	5.5	13.8

(注：時価、発行株数は6月末現在の数字)

広 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (10th July 1986)

* PENTEL (SINGAPORE) PTE LTD

Mr N Watabe (General Manager/Director)
100 Beach Road # 13-02
Shaw Towers
Singapore 0718
Tel: 2967367
Tlx: RS 36030 PENTEL
Fax: 2982198

* SOGO DEPARTMENT STORES (S) PTE LTD

Mr K Higuchi (Director/General Manager)
250 North Bridge Road # 07-01/02/03
Raffles City Tower
Singapore 0617
Tel: 3396652
Tlx: RS 42521 SOGO
Fax: 3396694

* YOKOGAWA ENGINEERING CENTRE PTE LTD

Mr K Ono (Managing Director)
460 Alexandra Road # 35-00
PSA Building
Singapore 0511
Tel: 2729537
Tlx: RS 26137 YASSIN
Fax: 2732957

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* BANDO CHEMICAL INDUSTRIES (SINGAPORE) PTE LTD

From Mr S Okami to Mr M Imoto

* NAIGAI NITTO SINGAPORE PTE LTD

From Mr A Ebina to Mr Y Nozaki

* SHOWA DENKO SINGAPORE (PTE) LTD

From Mr Y Tokita to Mr M Ogihara

* THE BANK OF TOKYO, LTD

From Mr K Nakagawa to Mr T Kobayashi

* TH E SAITAMA BANK, LTD

From Mr H Kashio to Mr M Yamane

* ENPLAS CO (S) PTE LTD
From Mr T Nakamura to Mr Y Miyajima

* YUASA TRADING CO LTD
From Mr T Kojima to Mr H Okura

* TIGERS POLYMER SINGAPORE PRE LTD
From Mr H Kawai to Mr Y Satoi

* N.Y.K. LINE (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr M Nawa to Mr T Yasuda

* NC STAFLEX CO PTE LTD
From Mr K Kuramoto to Mr T Hosoda

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

* NISSHIN STEEL CO LTD
16 Raffles Quay # 20-01
Hong Leong Building
Singapore 0104

* FUJITSU LIMITED
200 Cantonment Road # 11-01
South Point
Singapore 0208

* NANSHU ENGINEERING PTE LTD
583-B Sembawang Road
Singapore 2775

* EBARA ENGINEERING SINGAPORE PTE LTD
583 Orchard Road # 07-01
Forum Galleria
Singapore 0923
Tel: 7349588
Fax: 7344551

* MEIDEN SINGAPORE PTE LTD
200 Cantonment Road # 08-03/04
Southpoint
Singapore 0208

* SHIBUSAWA MEISHIN & NTY TRANSPORTATION CO (PTE) LTD
143 Cecil Street # 11-04
GB Building
Singapore 0106
Tel: 2239411/2239822
Fax: 2259524

* TOKYU CONSTRUCTION CO LTD

545 Orchard Road #13-10

Far East Shopping Centre

Singapore 0923

Tel: 7322180

* SUMIKIN BUSSAN (S) PTE LTD

1 Shenton Way #06-08/09

Robina House

Singapore 0106

Tel: 2210843 (3 Lines)

** CHANGE OF COMPANY'S NAME

* SUMITOMO ELECTRIC (SINGAPORE) PTE LTD

From Sumiden Singapore Pte Ltd

To Sumitomo Electric (Singapore) Pte Ltd

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要 (1981年)	S\$10
シンガポール共和国移住法	S\$15
民事法	S\$ 5
刑法 (暫定規定法)	S\$10
公益事業法	S\$10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	S\$15
貿易開発委員会法	(会 員) S\$ 5
.....	(非会員) S\$ 8

投資関係

資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律15号 (経済拡大奨励法改正法) 1979年	S\$ 5
経済拡大奨励 (所得税免除)法 <改訂版・原文付> (会 員)	S\$30
.....	(非会員) S\$35

租税・税制

所得税法 <改訂版>	(会 員) S\$25
.....	(非会員) S\$30
所得税法・1985年改正法	S\$ 5
法律第2号共和国所得税法改正 (1973年)	S\$ 5
法律第13号 " (1977年)	S\$ 5
法律第17号 " (1980年)	S\$ 5
法律第20号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
法律 (改正)時報第21号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
シンガポールの租税	S\$15
シンガポールとの租税 (所得) 条約 (二重課税防止条約の一部改正)	S\$ 5
関税法 (第133編) 関税令 <1985年版>	(会 員) S\$15
.....	(非会員) S\$20

会社法

法律第1号 (共和国会社法改正) 1970年	S\$ 5
法律第4号 (共和国会社法改正) 1974年	S\$ 5
法律19号 1980年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5
法律16号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	(会 員) S\$60
.....	(非会員) S\$70
シンガポール共和国憲法 (再版)	(会 員) S\$10
.....	(非会員) S\$15
憲法改正法 (1984, 1985年)	S\$ 5
国会議員選挙法 (再版)	(会 員) S\$10
.....	(非会員) S\$15
シンガポール共和国会社法・1984年改正法	(会 員) S\$20
.....	(非会員) S\$30
事業登記法 (1973年法律第36号)	(会 員) S\$15
.....	(非会員) S\$20

為替管理・関税

関税法（1979年関税令）	S\$15
法律第6号（為替管理法改正）1976年	S\$ 5
金融業者法	S\$10
財務諸表公開原則	S\$15

業種別規則

法律第18号工場法改正法（1973年）	S\$ 5
大気汚染防止法（1971年）	S\$10

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	（会 員） S\$ 2
.....	（非会員） S\$ 3
ホテル法	（会 員） S\$ 5
.....	（非会員） S\$ 8

労働関係

労働組合法（1977年）	S\$10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S\$ 5
法律（改正）時報（第25号）	S\$ 5
法律（改正）時報（第26号）	S\$ 5
法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S\$ 5
法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S\$ 5
労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S\$ 5
法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S\$ 5
法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法（改訂版）	（会 員） S\$15
.....	（非会員） S\$20
中央厚生年金法（改訂版）	S\$ 5
労働三法（雇用法・組合法・関係法）	S\$30

商工会議所出版物

業種別会員名簿（1985／86年）	（会 員） S\$15
.....	（非会員） S\$30
月報（各月号）	S\$ 8
「最近の労働条件」実態調査報告書（1985年6月）	（会 員） S\$10
.....	（非会員） S\$20
シンガポールにおける企業経営ガイド	（会 員） S\$15
.....	（非会員） S\$30

編集後記

日本の衆参同日総選挙後に、予想されていた如く円高は記録の更新を続けています。今年に入ってから円急騰によりアジア地域ではNICSの著しい経済活動の抬頭があり、他方欧米における経済動向をも配慮しつつ、日本の各企業は新しい海外戦略を要求される事態となり、すでにこれに対応すべく大きな動きをみせていると思います。NICSの中の1つとみなされている当地で事業を行っている我々にも、今迄とは違った急激な対応なり、修正なりが必要な時期に当って、会員各位は非常に御忙しい昨今と察しますが、今月号は各分野で御活躍の以下4氏の方々に御投稿を賜りましたので、ぜひ御読み頂ければと存じます。

即ち、テンポラリー・センターの**新井氏**よりは当地における人材斡旋業について、NDBの**稲田氏**には当地のランドスケイピングについて、国際協力事業団の**田中氏**には日・星間の技術協力問題を、そしてUNICEFの**原田氏**にはそのグリーティング・カードにまつわる活動について、それぞれ御紹介を頂きました。各氏には貴重な御時間をさいて御寄稿を下さり、この誌面を借りて厚く御礼申し上げます。

今月の担当は**加藤**（東京銀行）、**池沢**（凸版印刷）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



M. C. (P) No. 27 / 4 / 86

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106